

**エヌエムシイ税理士法人**  
 (野本会計事務所)  
**便り**  
**第19号**  
 (2010年6月30日発行)  
 発行 エヌエムシイ税理士法人  
 本部: 東京都中野区本町2-46-1  
 中野坂上駅前アパルトメント #26 F  
 Tel: 03-5354-5222  
<http://www.nmc-zeirishi.jp/>

投資にリゾートにロングステイに魅力溢れる

## マレーシア視察体験記①

代表社員/税理士  
**野本 明伯**

長年、働いてきた会社を引退し、その後の人生を北海道や沖縄など大自然が溢れる地域で家庭菜園をしたり、ゴルフや釣りなど自分の趣味に没頭しながら過ごしたいと思っっている方が多くいらっしゃいます。

なかには、今住んでいる家売って田舎に移り住んだり、または家は売らずに都会と田舎を行ったり来たりしている人がいることをテレビなどで拝見したことがあります。

図①をご覧ください。

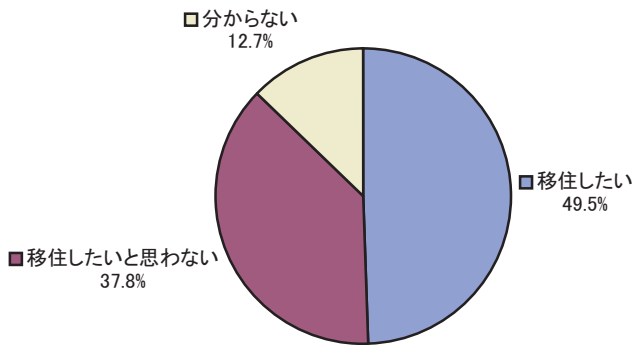
この図①は、退職後の移住について国内外に移住したいか、どうかのアンケート結果です。

### 一番人気のロングステイ希望滞在国はマレーシア

最近、ロングステイで一番人気

移住したいと答えた人が49・5%と、約半数以上の方が将来はどこか別の場所に住みたいと思っており、その移住したいと答えた人の中の約3分の2が国内、そして3分の1が海外に移住したいという結果でした。日本の田舎に住むのではなく、引退後は海外で半年または一年以上、長期滞在する、いわゆる、ロングステイをしたいと思っている人もいます。

図① 退職後の移住について、国内外に移住したいか？



(イカロス出版「ご褒美人生 マレーシア」より)

ある海外の国がマレーシアであるという話を耳にしました。私はロングステイと言えばハワイ、カナダ、オーストラリアを思い浮かべましたが、図②のとおりロングステイの希望滞在国は2006年からマレーシアが1位だったのです。また、最近、テレビを見てみると、日本に来る外国人観光客は835万人で、他の国々と比べると、随分下であることを知りました。次のページの図③をご覧ください

図② ロングステイ希望滞在国の推移最新

順位	1992年	2000年	2005年	2006年	2007年	2008年
1位	ハワイ	オーストラリア	オーストラリア	マレーシア	マレーシア	マレーシア
2位	カナダ	ハワイ	マレーシア	オーストラリア	オーストラリア	オーストラリア
3位	オーストラリア	ニュージーランド	ハワイ	タイ	タイ	ハワイ
4位	アメリカ西海岸	カナダ	ニュージーランド	ニュージーランド	ハワイ	タイ
5位	ニュージーランド	スペイン	タイ	ハワイ	ニュージーランド	ニュージーランド
6位	スイス	イギリス	カナダ	カナダ	カナダ	カナダ
7位	イギリス	スイス	スペイン	スペイン	フィリピン	スペイン
8位	フランス	イタリア	イギリス	インドネシア	インドネシア	インドネシア
9位	スペイン	アメリカ西海岸	アメリカ	イギリス	スペイン	フィリピン
10位	アメリカ東海岸	マレーシア	フィリピン/フランス	アメリカ	アメリカ	アメリカ

(イカロス出版「ご褒美人生 マレーシア」より)

図③ 2009年 観光客数が多い国ランキング

順位	国名	年間観光客数
1位	フランス	7930万人
2位	アメリカ	5803万人
3位	スペイン	5732万人
4位	中国	5305万人
5位	イタリア	4273万人
6位	イギリス	3019万人
7位	ウクライナ	2539万人
8位	トルコ	2499万人
9位	ドイツ	2489万人
10位	ロシア	2368万人
11位	メキシコ	2264万人
12位	マレーシア	2205万人
13位	オーストリア	2193万人
14位	ギリシャ	1752万人
15位	香港	1732万人
16位	カナダ	1713万人
17位	サウジアラビア	1476万人
18位	タイ	1458万人
19位	ポーランド	1296万人
20位	ポルトガル	1232万人
21位	エジプト	1230万人
22位	マカオ	1061万人
23位	オランダ	1010万人
24位	南アフリカ	959万人
25位	クロアチア	942万人
26位	ハンガリー	881万人
27位	スイス	861万人
28位	日本	835万人
29位	アイルランド	803万人
30位	モロッコ	788万人

(世界観光機関 UNWTO 調べ)

この図③は2009年度、観光客数が多い国ランキングです。

世界で観光客が多い国は一位フランス、二位アメリカ、三位スペインです。

日本はずっと下の二十八位です。香港は十五位で、マレーシアは十二位です。

マレーシアには年間2205万人が訪れております。日本の約3倍です。

私はこのような事実を知って、ちよつとビックリしてしまいました。私自身、今までアメリカ、香港、

タイ、シンガポール、ヨーロッパなどたくさんの方を訪ねてきましたが、未だマレーシアだけには行つたことがありませんでした。

そこで「ロングステイで1位に選ばれているマレーシアとは果たしてどのような国だろうか」と想像してみました。

マレーシアは下図④のとおり、赤道に近い国なので、まず最初に思ふ浮かんだのが、とても暑い国というイメージでした。その次に浮かんだのが発展途上国特有の雑然とした国の印象でした。その程度のイメージ

ーじしかなかったのですが、数日後、たまたま知人の紹介で、マレーシアに詳しい方と出会い、「なぜマレーシアが世界で一番、ロングステイに適しているのか」という説明を受けました。

その方から下図⑤のようなマレーシアの人気の理由を聴いているうちに、実際にマレーシアに行つて自分の目で、耳で、体で実体験してこようと思ひ立ちました。

そうして、先月、初めてマレーシアを訪問したのです。

### 成田空港から約7時間かけてマレーシアへ到着

朝、日本の成田空港から飛び立ち、マレーシアのクアラルンプール国際空港に着いたのは午後5時頃でした。飛行時間は約7時間でした。

マレーシアと日本とでは時差がマインナース1時間、時差ボケの心配は全くありません。

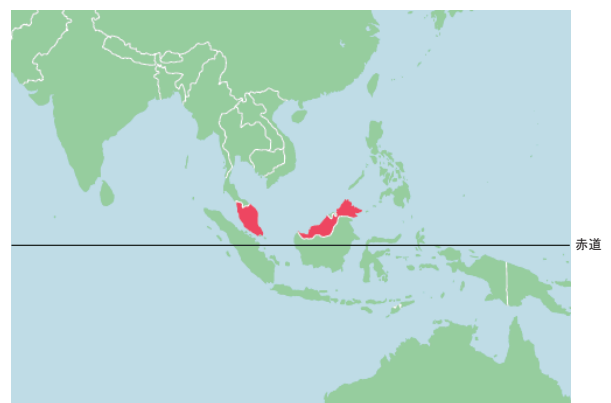
到着してまず驚いたことは、空港がとても近代的な造りをしていました。後でクアラルンプール空港について調べてみたら、この空港を建築デザインしたのが、日本を代表

図⑤ 今、ロングステイで最も注目を集めるマレーシアの人気の理由

- 1) 物価の安さ：平均して1/3
- 2) 安定した政治と治安
- 3) 進んだ医療、日本語での受診も可能
- 4) 英語がよく通じて、現地人が親日的
- 5) 天災が無く、一年中温暖な気候
- 6) 退職者ビザが取り易く、政府も強力に推奨
- 7) 多民族国家の為、面白い異文化体験が出来る
- 8) 食事美味しく日本人に合うものが多い

(トロピカルリゾートライフスタイル社の資料より)

図④ マレーシア (赤い部分)



する建築家、故・黒川紀章氏だったことにビックリしてしまいました。

空港に到着後、ペナンという地域に行くために国内線に乗り換えしました。そうして、クアラルンプール国際空港を飛び立って約1時間後にペナン空港に到着しました。

マレーシアの首都、クアラルンプールについてはほとんどの方がその名前を聞いたことがあるかと思いますが、「ペナン」についてはご存知ない方が多いのではないのでしょうか。ペナンはペナン島を中心とした地域で、マレーシア第二の都市です。

人口152万人、年間280万人の外国人観光客が訪れる、東洋の真珠として国際的にも知られる人気のビーチリゾート地で、2008年には世界遺産にも登録されました。また日系企業150社、駐在員1650名が住んでおります。

ペナン空港に到着後、宿泊するホテルまで車で移動しながら、外の街並みを眺めました。そしたら、またビックリしてしまいました。想像以上に、綺麗な街並みだったのです。

道は広く、南国らしく、椰子の木がたくさん茂っております。まさにガーデンシティと言うに値する、

すごく綺麗な島でした。

ペナンでの宿泊はEASTERN &

ORIENTAL HOTEL (略 E&Oホテル) というところ。 (図⑥・⑦)

このE&Oホテルが創業したのが1885年です。

このホテルの創始者アルメニア人のサーキーズ兄弟は、その2年後、1886年に、シンガポールで有名な、あの「ラッフルズホテル」を設立しています。

100年以上の歴史のあるE&Oホテルは図⑦のように、スエズ以东にある最も美しいホテルと言われるほどで、客室内の家具や調度品などはすべてアンティークで飾られ、コロニアルな外観とともに、エレガントな雰囲気でした。

さらに、ほとんどの部屋から海を望むことができ、世界の有名人、サマセット・モームとヘルマン・ヘッセなどが宿泊したゆかりの部屋などもあり、館内を散歩するだけでも歴史を感じる、とても格式の高いホテルでした。

また宿泊すると、必ずバトラーが付きます。バトラーとは、日本語で言うところの「執事」のことです。なにか困ったことなどがあつた場合、この

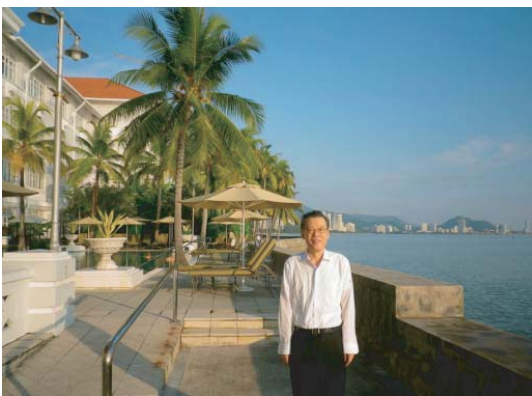
バトラーに言えば助けてくれる、そんなサービスも付いていたのです。

今回、初めてマレーシアを訪問してわかったことが、マレーシアはかつて英国領だったことです。そのため、町の至る所に英国風の建物や雰囲気を感じることができます。

また、マレーシアの母国語はマレー語ですが、英語がどこでも通じるのです。それも香港とは違い、訛りのない英国風の正統な英語なのです。そのため、語学を勉強するためにマレーシアに来る人たちが結構、多いそうです。

こうして、マレーシア旅行の初日はほとんど移動だけで終わってしまいました。

図⑥



E&Oホテルの庭先にて

図⑦ EASTERN & ORIENTAL HOTEL

シンガポールでラッフルズホテルを設立したSarkiers Brothersによって1885年に設立。

E&Oホテルは100年以上の歴史を持つ

豪華ホテルです。

イギリスの植民地時代から世界のエリート達(サマセット・モームやヘルマン・ヘッセ等)が愛してやまないホテルです。



## マレーシアの医療事情について

翌日、実際に、マレーシアは日本人がロングステイするのに適しているのかどうかを自分の目で耳で体感するためにホテルを出発しました。

まず、ロングステイした際に、何が一番困るのかと考えると、万が一、現地で病気になったらどうしよう：それが一番、気がかりだと思います。「はたして、マレーシアの医療技術は安全なのだろうか」さらには

「日本語は大丈夫なのだろうか」：などなど様々な心配事があると思うのです。

今回、その疑問を解決するために、ロングステイする日本人がよく利用する病院の一つ「Loh Guan Lye 総合病院」(図⑧)を視察に行きました。

まずその病院に入った瞬間、ビックリしました。ロビーがあまりにも広くて、一瞬ホテルと見間違っくらくらいでした。

また病室なども拝見させていただきましたが、室内は広く清潔で、と

ても快適な印象を受けました。

この病院には日本語で対応できる看護師さんが数名おり、さらには日本人のために24時間対応の電話番号も用意しているそうで、さらに驚いてしまいました。

病院ではいろいろな話を聴きましたが、想像以上に医療技術が進んでいる、日本人も安心して行くことができる立派な病院だと感じました。

私自身、これまでに日本を代表する病院(東京医大、慶応医大、虎ノ門病院など)に行きましたが、そのような日本を代表するような病院と比較しても、全く見劣りのしない病院がマレーシアにあったのです。

また、この病院に所属している医師はすべて欧米で学んできた医者だそうです。ちなみに、日本の医師免許ではこの病院に勤めることができないそうです。欧米の医師免許を持った医療技術に卓越した専門の医者しか勤められないとのことでした。さらに、そういう病院がここだけではなく、他にも何箇所かあるそうです。

今、日本ではマレーシアへの観光ついでに、このような病院で「人間ドック」を受ける、そういうツアー

が流行っております。

なぜなら、最先端の医療技術を取り入れた人間ドックを物価が安いマレーシアでは、安価に受けることができるからだそうです。そのため、たくさんの方が訪れているのです。

よくよく考えれば、現在、中国人が日本の病院で人間ドックを受けるために、医療観光で日本にたくさん来ております。同様に、今、多くの日本人がマレーシアへ医療観光に出かけているそうです。この病院を訪れた瞬間、私が想像していたマレーシア像が180度、変わりました。

## マレーシアの不動産事情について

病院を後にして、今度は、「実際にロングステイするのに、住み家はどうなのか」と思い、現地の不動産を何箇所か見に行きました。

次のページの図⑨をご覧ください。今回、ペナンで開発中のキーサイド(Kayside)という地域に行ってみました。

現在、89万9平米という広大な土地にシーサイド、コンドミニアムを建築中で、2013年に完成予

定です。

実際に、不動産を購入するためにどのくらいの金額がかかるのか、調べると、なんと次のページの図⑩にありますとおり、約127平米の物件が約3000万円で購入できてしまうのです。

もし同じ占有面積の物件を東京都心部で買おうと思ったら、億以上になると思います。それが安価な値段でマレーシアでは手に入れることができるのです。

物件が安いと、日本のマンションより部屋が見劣りするのではないかと思われがちですが、実際に私自身、

図⑧ Loh Guan Lye 総合病院



この目でモデルルームを見て、日本の高級マンションと比較してもぜんぜん遜色がありませんでした。

むしろ、日本のマンションよりも天井が高く、広々とした、豪華な施設でした。ロングステイで居住するには最高のマンションだと私は思いました。

また、もし、購入した物件に住まなくても、そのマンションを賃貸し、家賃収入を得ることができます。

また、マレーシアの不動産は上昇傾向にありますから、資産運用（転売目的）としてもキャピタルゲインを得ることができると思います。

なお、マレーシアの不動産事情の詳細については次号にて記載いたします。

こうして、二日目はペナンの病院と不動産を見学して終了しました。

### 首都、クアラルンプールへ移動し、不動産等を視察する

さて、マレーシア旅行最終日はペナンからマレーシアの首都、クアラルンプールへ移動しました。

さすがマレーシアの首都だけに高層ビルが乱立しておりました。

皆様、ご存知のペトロナスツイン

タワーも見てきました。

このペトロナスツインタワー、ご存知の方もいるかと思いますが左が日本の建築会社ハザマが、右が韓国のサムスンが建築しております。世界を代表するタワーを日本企業が建築したことになるにかしら誇らしいものを感じます。

クアラルンプールではペナン同様、居住するための不動産を何件か、見てまわりました。3LDKの高級賃貸マンションで日本では約100万

図⑩ キーサイド (Quayside)の住宅販売価格

部屋のサイズ	面積	価格帯
1ベット	103.23平米	RM674,730(約1,822万円)～
2ベット	127.42平米	RM1,018,332(約2,749万円)～
3ベット	193.85平米	RM1,762,236(約4,758万円)～

(2010年3月15日時点)

図⑨ 現在開発中のキーサイド (Quayside)



円の家賃が必要だと思われる物件が、マレーシアでは約20万円で借りられることにビックリしてしまいました。ほぼ日本の4分の1です。もちろん、この物件は日本と変わらないくらい綺麗な物件でした。

その後、クアラルンプールの市内を観光した後、空港に向かい、日本に帰国してきました。

### なぜ、マレーシアがロングステイに一番適しているのか？

下図⑫をご覧ください。

これはアジアのロングステイ適地を比較した表です。

日本と比べてマレーシアの物価の安さに目がいきます。

マレーシアは日本の物価の平均して3分の1から4分の1です。なんでもとても安く手に入れることができます。

ここでイカロス出版の「ご褒美人生 マレーシア」から一部、参考になる文章をご紹介します。

#### 月6万円でも充分生活は可能

下図⑬をご覧ください。

これはクアラルンプールで月6万円です生活した場合のシミュレーション

図⑬ 月6万円の家計簿

項目	RM	内訳
住宅費	500 (13,500円)	賃貸アパート
食費	400 (10,800円)	1日RM13(390円)×30日
水道・光熱費	80 (2,160円)	
通信・放送	150 (4,050円)	NHKの衛星放送をアストロで見るための費用RM75を含む
交通費	60 (1,620円)	バスと徒歩
医療費	60 (1,620円)	
衣服代	60 (1,620円)	Tシャツ1枚の価格はRM10~15
娯楽・交通費	410 (11,070円)	日本人クラブ会費RM60を含む。酒代も含む。缶ビールは1本RM4~6
予備費・貯蓄	300 (8,100円)	
合計	2000 (54,000円)	

※1RM=27円で計算

(イカロス出版「ご褒美人生 マレーシア」より)

ンです。生活の中で食事はすべて外食を前提としています。これはクアラルンプールの庶民の家庭では珍しいことではありません。ここでは屋台の外食の方が安くて美味しいという理由から、家に台所を持たない家庭がたくさんあるのです。

それでも日本の方には「屋台」に慣れるまではちよつと抵抗があるかもしれません。(一部省略)

日本人からみれば低コストで生活できるというのも、マレーシアの経済と社会が懐が広いということの証拠です。(一部省略)

このように考えてみると、お金持ちは別として、普通の人の老後まで

ちは別として、普通の人の老後まで見据えた豊かな人生設計では、マレーシアをはずして考えられないのではないのでしょうか。よくも神様は日本人のためにこんな選択肢を残してくれたものだと思います。

イカロス出版の「ご褒美人生 マレーシア」(一部抜粋)

いかがでしょうか。月々6万円で普段どおりの生活ができてしまうのです。それほど物価が安いということがご理解できると思います。しかし、ずっと物価が安いままでいるかというところはそうはならないと思います。(次号へ続きます)

←本文は野本明伯が執筆しておりますMDクラブ会報第45号から一部抜粋して掲載しております

図⑫ アジアのロングステイ適地比較

1:最悪 2:悪い 3:普通 4:良好 5:最高 ※物価はペナンを標準の100とする。

都市名	治安	医療	英語通用度	環境	物価	気候	新日性	食事	娯楽
ペナン(マレーシア)	4	4	4	5	100	常夏	5	4	4
クアラルンプール(マレーシア)	3	4	4	4	130	常夏	4	4	5
バンコク(タイ)	2	4	2	2	130	常夏	3	4	5
シンガポール	5	5	4	3	250	常夏	4	5	4
マニラ(フィリピン)	2	4	4	4	100	常夏	2	3	4
香港	3	4	3	2	400	亜熱	3	5	5
東京(日本)	4	5	2	4	400	四季	5	5	5

(トロピカルリゾートライフスタイル社の資料より)

税務会計、事業承継、相続対策にエヌエムシイ税理士法人のプロフェッショナルをご活用ください



代表社員  
税理士 野本 明伯

エヌエムシイ税理士法人代表社員/株式会社エヌエムシイ代表取締役社長 経営コンサルを得意とし、自社グループを売上高三十億円、従業員二百名までにした実績を持つ。三十七年間、約百件の事業承継・相続対策を指導したキャリアを持つ。現在、グループのトップとして全体指揮。



東京事務所副所長  
税理士 風間 光裕

二十三年間、税務署及び国税局に勤務。主に法人企業の調査を担当する。平成二十年六月に退官し、エヌエムシイ税理士法人に入社する。現在、今までの経験を活かし、税務調査対策に力を注ぐ。



税理士 水門 実

大手システムインテグレーターにて経理システムなどの業務システムの開発を経験後、会計事務所へ転職。その後税理士試験に合格し、東京都内の会計事務所にて法人税務、国際税務などに携わる。平成二十一年に退社し、エヌエムシイ税理士法人へ入社。現在、IT系のお客様を主に担当する。



税理士 小林 裕子

約二十年間、税理士事務所や公認会計士事務所実務経験を積む。これまで累計二百社を超える法人、個人の税務監査から申告業務、さらには相続税の申告にも携わる。平成二十二年、エヌエムシイ税理士法人へ入社。現在、主に法人の税金対策の指導に注力している。



税理士有資格者  
(平成十九年合格)  
川上 祐子

平成十八年、エヌエムシイ税理士法人に入社し、現在、四十件のお客様を担当し、主に法人税の部門を得意として指導に注力している。



いわき事務所副所長  
税理士 山崎 政男

約四十年、税務署に勤務。元税務署長。元国税不服審判所国税審判官。税務署を退官し、税理士になる。平成二十年、エヌエムシイ税理士法人に入社。現在、顧問先様の税務調査立会いや税務署への対応を担当する。



税理士 常盤 圭子

資産税を専門とし、遺産総額が五十億円を超える大型の相続税申告など多くの案件を手がける。特に不動産の税務・相続を得意とする。平成二十年にエヌエムシイ税理士法人に入社し、現在、事業承継や相続の相談を担当やその実務を担当する。



税理士 渡辺 年弘

医療法人の立上、経営に携わった経験から医療系の税務会計に強い。平成二十一年にエヌエムシイ税理士法人に入社し、現在、医療法人の指導を中心に、様々な法人分野の新規立上、さらには従業員持株会の設立などを主に担当する。



公認会計士  
森本 友則

ネスレ、大和証券、興銀インベストメントを経て、本多エレクトロン(元社長)、フアミール製菓(現副社長)、エフエットHD(現社長)を経営。株式公開を中心に会社分割、M&A等を得意とする。十五年間にわたりNMCグループの監査役を勤めながら、現在、法人の顧問先様の企業存続や事業精算の案件を担当する。



東京事務所所長  
税理士 佐藤 修一

昭和六十三年、野本会計事務所に入所。税務会計等を中心に一般企業の経理事務の合理化や節税対策のアドバイスを二十一年間にわたり勤めてきた。現在、エヌエムシイ税理士法人東京事務所所長として全体を統括している。



税理士 松嶋 洋

平成十五年国税局入局。税務署で主に法人税・消費税の調査事務及び審査事務に従事。平成十九年に退官後、税制の研究所に勤務し、税法の研究に従事。平成二十一年に退社し、エヌエムシイ税理士法人へ入社。現在、税務調査対策等に力を注ぐ。



税理士 三浦 周子

平成十二年に税理士試験に合格後、平成十六年に税理士登録。十二年間法人税、所得税、消費税など税務全般にわたり従事。平成二十一年、エヌエムシイ税理士法人に入社し、現在、企業の税金対策を主に担当する。



顧問税理士  
清水 順

約三十年にわたり法人税の実務事例研究を専門に行う。元国税庁税務大学校教授/元国税不服審判所審判官/元税務署長。平成十七年より五年間にわたりエヌエムシイ税理士法人のスタッフ育成と税務相談を専門に担当している。

「エヌエムシイ税理士法人」の最新情報掲載中！  
ぜひ、ホームページをご覧ください！

エヌエムシイ税理士法人

検索 クリック！



税務相談コーナー

税理士

清水 順



約三十年にわたり法人税の実務事例研究を専門に行う  
元国税庁税務大学校教授  
元国税不服審判所審判官  
元税務署長

法人が支出する接待交際費について

【質問】

数年前に会計事務所から指導があり接待交際費のうち一人当たり5千円以下の飲食代については、帳簿に「五千円以下飲食代」と記載しております。税制上の優遇措置を受ける為とのことでしたが、具体的にはどのようなメリットがあるのでしょうか。

【答】

五千円以下の飲食代は、交際費等の損金不算入制度の対象から除く事が出来るメリットがあります。

【解説】

交際費等の損金不算入制度とは、法人が平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額（当該事業年度終了に日における資本の額又は出資金の額が1億円以下である法人については、当該交際費等の額のうち次に掲げる金額の合計額）は損金の額に算入しない制度です（措法六一の四、六八の六六）。債務超過が相当期間継続し、貸金等の弁済が不可能であると認められる場合（この場合には、債務者に対する書面による債務免除額が貸倒損失の額となります）

- 一 交際費等の額のうち600万円  
×当該事業年度の月数÷12  
（「定額控除限度額」）に達するまでの金額の10/100に相当する金額
- 二 交際費等の額が定額控除限度額を超える場合におけるその超える部分の金額

（例）その事業年度に支出した交際費等の金額が700万円の場合の損

金不算入額は左図⑭のようになります。

図⑭（例）事業年度に支出した交際費等の金額が700万円の場合の損金不算入額

- ・ 期末資本金1億円以下の法人  
 $600万円 \times 12/12 \times 10/100 + (700万円 - 600万円) = 160万円$
- ・ 期末資本金1億円超の法人  
700万円

※期末資本金1億円以下の法人は支出した交際費等の額が600万円までなら90%が損金となりますが、600万円を超える部分の金額及び期末資本金1億円超の法人については、一切損金にはなりません。

平成十八年度の税制改正で、この交際費等の範囲から飲食その他これに類する行為（「飲食等」）のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等のために支出するものを除く。）で、その支出する金額をその飲食等に参加した者の数で除して計算した金額が五千円以下となる費用が除かれました（措法六一の4

③二、措令三七の5①）。ただし、この規定の適用を受けるためには、次の事項を記載した書類の保存が必要ですが（措法六一の4④、措規二一の一八の4）。領収書の余白や裏面に不足事項を記載していただければ良いのですが、別途書類を作成していただいても結構です。

- イ その飲食等のあった年月日
- ロ その飲食等に参加した得意先、仕入先その他事業に関係のある者の氏名又は名称及びその関係
- ハ その飲食等に参加した者の数
- ニ その費用の金額並びにその飲食店、料理店等の名称及びその所在地  
(店舗を有しないことその他の理由によりその名称又はその所在地が明らかでないときは、領収書等に記載された支払先の氏名若しくは名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地)
- ホ その他参考となるべき事項

なお、一の飲食等の行為を分割して記載すること、相手方を偽って記載すること、参加者の人数を水増しして記載すること等は、事実の隠蔽又は仮装に当たり、増加の本税に対し35%又は40%の税率で課される重加算税の対象となりますので、ご注意ください。

毎週月曜日 清水税理士をはじめとする、その他専門税理士による税務相談（二時間無料）を承っております。事前に予約の上、資料等を前もってご送付下さい。

税務署生活四十年 連載コラム 第十回

## 健康の話



税理士

山崎 政男

約四十年にわたり税務署に勤務  
元税務署長  
元国税不服審判所国税審判官

今月号は、金（きん）の話で構想を練っていたのですが、急遽「金」より大切な「健康」をテーマにしてみました。と変更しました。

健康で長生きしたいと願うのは、人間誰しものことであります。子供の健康は親が心配し、大人になれば自主健康管理であろうし、職場では経営者・管理者が職員の健康に心配りをしなければならぬと思います。私自身、お陰様で大病の経験はありません。親に感謝し、職場の健康管理体制に感謝しなければならぬと思っております。これから先のことをあれこれ考えずに、当面、健康に暮らすために何をしなければいけないのか、何をしておかなければならないのかを考えて日々を生活するようになっています。身体健康管理をおろそかにする

と一歩間違えばあの世へまっしぐらであります。また、不慮の事故・不治の病・突然死等、死と遭遇する場面は、人それぞれであり、予期することは絶対と言っているほどできないのが死の問題であります。

私の父は、職場での事故で亡くなり、死に目に会うことが出来ませんでした。中学二年生でしたので、私にとつては悔やまれる一生の別れでありました。母は、今年十月で九十六歳になります。まだまだ元気でので父の分まで親孝行をと入居している老人ホームへ顔を出す日々です。昨年十一月に野本代表の父君が百一歳で天寿を全うし他界しましたが、身近にこのような方がいて大変驚きました。素晴らしい方にお会いしたと思っております。

私は、前職の四十年の間に、人の生死に係わる事態に三度、直面した経験があります。一度目は、残業しての帰り道、ある先輩を飲みに誘いました。先に行っていた同僚五人は、既にお猪口を片手に始まっており、我々も早速そのテーブルに合流し、遅れまいと飲み始めました。呑み始めて二十分も経たないうちに、その先輩に異変が生じました。近くに市

民病院があったので、そこへ運んだところ「脳梗塞」、医師が即「家族を呼べ」となり、手術の開始です。手術は無事終わり、幸いなことに術後の経過が良く、半年後に職場復帰するまでに回復しました。右手・右足に後遺症が残ったものの、その後、本人の努力もあって不自由ながら左手にペンと電卓を持って仕事を続け、そして、最後まで税務署で勤務を続けました。そういう先輩に私は「良くぞ頑張りました。」という気持ちで感涙したことを覚えております。

当時、その先輩の奥さんに言われたことは、「単身赴任の夫が、残業の帰りに、皆さんと一緒にならず、一人宿舎で食事している時に、このような事態に遭っていたならば、翌日の結果は、もっと悲惨なものとなっていたと思う。」と感謝されました。

二度目は、所得税の確定申告会場、月曜日の朝の出来事であります。会場の受付で来場者の対応をしていた統括官が倒れた。会場から総務課長であった私に第一報が入り、執務室の階が異なる相談会場へ急行しつつ、救急車の出動を要請、ざわめく会場の中、本人を動かさず、救急

の到着を待つこと、何分、「長い」と心は焦るばかりで何もできない。そして、病院へと、結果は、「脳血栓」であったが、軽かったこと、さらに、運んだ病院が脳の専門病院（その病院を知っていたので救急隊員にお願いして行き先を指定した。）であったこと、月曜日の朝の時間帯と職場で倒れたことが幸いした。まだ若い奥さんで、子供もまだ小さいようであった。その後、職場に完全復帰、何事もなかったように現在も税務の職場で活躍していると聞いています。

三度目は、他の税務署から出張で仕事に来ていた職員が、朝方宿泊先のホテルの部屋で倒れていた。署に出勤してこなかったため、確認に行ったところでの発見であった。一ヶ月昏睡状態、結果として意識も戻らずに他界した。発見がもう少し早ければと悔やまれ、無念な気持ちで、奥さんに頭を下げました。遭遇したくない事態ではありませんが、運命であった――。自分がそうなり、人様に迷惑を掛けることもあるかもしれないが、日々の自主健康管理に勤めたいと考えています。

## 「税務調査から学ぶ」

## 政治家の脱税事件について

元国税調査官／税理士  
風間 光裕

前回、金丸信元自民党副総裁の脱税事件のさわりについてお話をさせていただきました。

昨今は鳩山元総理や小沢元幹事長についての脱税疑惑等に関する報道が盛んに行われている状況もありますので、今回は過去における政治家の脱税事件を振り返り、国税当局と検察組織の関係についてお話させていただきます。

## ●東京佐川急便事件について

1992年（平成4年）8月、朝日新聞の報道を端緒に東京佐川急便から金丸信自民党副総裁に対する5億円のヤミ献金疑惑が発覚したことをうけ、金丸氏は緊急記者会見を行い自民党副総裁の職を辞任しました。この「東京佐川急便事件」に対し、東京地方検察庁特別捜査部は事情聴

取すら行わず、金丸氏から事実を認める上申書の提出を受け、同年9月政治資金規正法違反で略式起訴し、罰金20万円の略式命令で事件を決着させました。

5億円のヤミ献金に対しわずか20万円の罰金という決着に、東京地検は国民から凄まじい批判を受け、検察庁の看板に黄色のペンキがかけるなどの騒動が起こり、その様子はテレビで連日報道されました。

こうした世論の猛反発から、金丸氏は議員辞職に追い込まれることとなったのです。

## ●「脱税事件について」

一方、東京国税局は、東京地検とは別に、金丸氏が妻の死亡時に受け取った遺産に着目し内債を進めていました。

そして、日本債権信用銀行（日債銀。現あおぞら銀行）に金丸氏のものと思われる多額の無記名割引金融債「ワリシン」が存在している事実を突き止めました（日債銀では、金丸氏を「蠟螂（かまきり）紳士」のコードネームで呼び、銀行ぐるみで脱税に協力していたことが後に明らかにになりました）。

ドラマ「チェイス」国税査察官」でも描かれたとおり、政治家をターゲットとした巨額脱税事件は国税当局単独で調査を実施することが困難ですので、東京国税局は内債により得た情報を検察当局に提供しました。

ゆる通常の税務調査です。これに対し査察部の行う調査は「強制調査」といい、内債の結果により多額の脱税の容疑が固まった場合に裁判所から発行される捜索・差押令状により行われるものです。

前述した「東京佐川急便事件」で信用を失墜していた検察当局は失われた信頼を回復すべく、東京国税局と合同で金丸氏の脱税事件の捜査に着手したのです。

1993年3月6日、東京地検は金丸氏本人と秘書を所得税法違反の容疑で逮捕。自宅及び事務所を家宅捜索したところ、総額70億円とも報道された現金や債権、更には金の延べ棒等の「タマリ」が発見されました。

その様子は捜査に関わった捜査官が本部に「事務所全体が金庫です！」と報告したほどだったそうです。

## ●「国税組織と検察組織について」

国税職員には「逮捕権」や「公訴権」は与えられていません。与えられているのは「質問調査権」という権限のみです。

この質問調査権に基づいて行われる調査は「任意調査」といい、いわ

検察官は告発書の内容を検討し、取調べを行います。脱税の内容について否認している場合や証拠隠滅の恐れがある場合には逮捕ということになるのです。

査察調査で告発した事件については裁判所に起訴する割合（起訴率）が100%と言われており、このことは裏を返せば、事前に検察官と協議し、起訴相当の案件のみを告発しているということになります。

私自身も国税に勤務していた当時、何人かの検事さんと事前協議を行いました。

しかし、脱税の嫌疑者を説得するより、告発を受けてもらうため検事さんに説明するほうが余程大変だと感じたことが何度もありました。

「弁護士・高井伸夫通信」 第十一回

「ヒューマンワークの重要性」(前編)

NMC顧問 弁護士 高井伸夫



【プロフィール】  
高井・岡芹法律事務所会長  
一九六一年東京大学法学部卒業  
一九六三年弁護士登録  
一九七三年高井伸夫法律事務所  
設立  
(本年一月名称変更)  
上海事務所(一九九年)、北京事務所(〇六年)も開設。一貫して人事・労務問題を専門に活躍。

人の労働の価値基軸は、社会の進歩や変化とともに変わってきている。労働の質的側面に着目すると、主に手足を使う肉体労働がメインであった「フットワーク・ハンドワークの時代」から、頭脳労働・知的活動がメインである「ヘッドワークの時代」へと変化してきている。さらに、主に心を用いることが重要な要素である「ハートワークの時代」へと変遷をたどってきたことが分かる。

今は、社会のソフト化に伴い、頭脳労働による成果が大きな価値を生み出している時代からさらに一歩進み、「ハートワークの時代」へと移行しようとしていると言つてよいだろう。そこでは、「真・善・美」が求められ、「良心・善意・連帯心」を旨とする「心」を大切にすることに大きな価値が置かれている。「良心」とは、自分の心に恥じない

姿勢で生きること(コンプライアンス・内部統制等の視点)であり、「善意」とは、他人の心を慮つて行動すること(顧客満足度の視点)であり、「連帯心」とは、豊かな想像力と良好なコミュニケーションによって互いに相手の立場を十分に理解し、信頼関係に基づく人間的つながりを基盤として何かを成し遂げようとする関係性を意味している。そして近い将来には、「ハートワーク」よりもなお一層人間性如何が問われ、さらに上位に位置付けられる「ヒューマンワーク」という概念を意識しなければならぬ時代が到来するだろう。

私の造語である「ヒューマンワーク」とはマニュアル経営と対峙する概念であり、人間性の原点に立ち返り、心身を限界まで尽くして、人として有する全機能をフルに働かせる労働を意味する。人は、自分の限界まで働くことで初めて自分の能力を知り、また自己の長所・短所と真正面から向き合うこともなり、人間としての本当の成長にもつながる。その意味で、労働とは、手足・頭脳・心というような機能に分けて考えるだけでなく、これらを統合した人間性全体の発露として捉えるべきもの

であると言つてよい。

別の表現をすれば、「ヒューマンワーク」とは、「人間らしさ」を基調とし、真剣味をもつて「熱血・入魂・本気」を具体化する自己表現であり、全人格・全人間性をかけて全身全霊で「血と汗と涙の結晶」を育くむべく、無我夢中・一心不乱に人間の理想である「夢・愛・誠」を求め続ける働きである。これこそが、民族や国籍を超越した、人類に普遍的な「ワーク」であると言えるだろう。

どんなに些細なことでも相手のことを考え、肉声が伝わるように一生懸命に尽くし、努力の「結晶」を見せることができれば、猜疑心や反発で頑なになった相手の心でさえも和らぐ。また、クライアントに対しては、幸せを実感させることが大切になる。そして、これが実は「ヒューマンワーク」の行き着くところであり、労働においてはクライアントが求めていることを提供し、単なる満足ではなく、大いに満足させることが重要になるのである。

「できるなら、どうか心をつくし、能力をつくし、また、これまで蓄えた力を全て発揮して、出し惜しむこ

とのないようにしてください」という吉田松陰の言葉も、全力で仕事をすることを旨とする「ヒューマンワーク」の本質を端的に表すものとして理解することができるであろう。

私が今、「ヒューマンワーク」概念を敢えて提唱して必要性を訴えるのは、企業のグローバル化現象が急激に進み、企業間競争が激化していることがひとつの理由である。グローバル化の進展の中で、各企業は多様な人材を抱え、多様な価値観、多様な民族性や国民性を統率したうえで、より大きな成果を生み出さなければならなくなっている。例えば、「集団主義」の日本人と「個人主義」の外国人のように、根本的に相容れない者同士でも、グローバル化のなかでは同じ組織で共に働き、互助と牽制の適切なバランスのもとで成長し成果をあげなければならず、その円滑なマネジメントのために、各企業は「ワーク」についてのグローバルな共通認識を構築する必要性に迫られているのである(後編へ続く)。

(労働新聞社「労働新聞」一〇年一月二五日号・二月二二日号掲載分の要約・修正)

事務所ニュース

所得税の予定納税第一期の納付の月です

個人で確定申告をしている方で、その年の5月15日において確定している前年分の所得金額や税額などを基に算出した金額が15万円以上である場合、その年の所得税の一部をあらかじめ納付する予定納税制度の第一回の納期限が7月31日となっております。因みに第二回は11月30日となっております。

固定資産税の第二期の納付の月です

固定資産税とは大きく分けて土地・家屋に賦課される固定資産税と事業主が所有する一定の要件を満たす不動産に賦課される償却資産税になります。

納税義務成立の日はその年の1月1日で、納税義務者は毎年1月1日に土地・家屋・一定の不動産を所有する方です。

税率は1・4%。

資産価値額に1・4%を乗じた年税額を4期に分けて納付することができます。

改正貸金業法が施行されました

消費者金融など貸金業者への規制を強化する「改正貸金業法」が6月18日より一部施行されました。まず、個人がお金を借りる場合、年収の3分の1を超える借り入れができない「総量規制」が始まりました。年収六百万円の方の場合、二百万円までしか借りられないこととなります。複数の会社から借り入れをしている場合、借り入れの合計が年収の3分の1に制限されます。また、金利の上限が現在の年利29・5%から15%以下になりました。ただし、上記の規定は住宅ローンや銀行からの借り入れは対象外となっております。【申し込み手続き要件の追加】

- ・ 個人事業主の方は決算書提出が必要になりました
- ・ 一定額以上の借入で年収証明が必要になりました
- ・ 個人の信用情報の登録が必要になりました

なお、左は規定対象外となります。

- ・ 不動産・有価証券等の担保貸付
- ・ 手形割引
- ・ 高額医療費の貸付

初心の大切さ



いわき事務所勤務

和田 英純

私が当事務所に入社したきっかけは「簿記の資格を持っていたので、その資格を少しでも活かせる仕事をしたい」との思いからでした。

入社当初は、社会経験が全くなく税の知識も少なかったのですが、研修期間中は覚えることばかりで、ただただがむしゃらに仕事を覚えようと必死だったことを思い出します。その研修の中で、一番印象に残っているのが、「決意書」を書いたことです。

「決意書」とは、自分自身が一年後に、どういう社員になっているのかを決意するものです。まだ仕事も知らない状態の中で、何を書けばいいのか見当もつかず、想像することもできませんでした。

ただ、研修の中で諸先輩方の話やアドバイスをいただき、一年後このようになりたいという二つの目標を立てました。「①いつも笑顔で仕事をすること、②お客様の求める情報をいち早く・正確に・より多く提供

できるように日々努力を怠らない。」ということでした。

当社では、毎日朝礼で「社訓」、「三大信条」、「NMC指標」、「お客様との三つの約束」の四つの誓いを唱和します。その中に、「私たちは、いつも笑顔で仕事をします。」という言葉があります。

笑顔でいることは、自分にゆとりを持ち、仕事をいただいていることへの感謝であり、それはお客様に気軽に話しかけていただきたいという思いにつながっています。

現在、お客様を担当していますが、お客様の求める情報を早く・正確に・より多く提供できているのか、笑顔で接することができているのかと自問自答してみると、まだまだお客様に温かい目で見守られている部分があると思っています。

最後に、今まで述べたとおり、初心を忘れることなく、日々努力を重ね、お客様に満足していただけるよう、全力で仕事に臨んでいきたいと思えます。

＜本誌の「感想・お問い合わせ先」  
東京事務所（本部）  
TEL 03-5354-5222  
いわき事務所  
TEL 0246-2310006